

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（1世帯 1万5千円）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税所得割非課税（均等割のみ課税）世帯に対し、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**1世帯あたり1万5千円**）を支給しています。
- 住民税非課税世帯または家計急変世帯に対する世帯への給付金（1世帯あたり3万円）との重複での受給はできません。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり1万5千円

給付金の支給時期

市が確認書を受理した日から30日以内が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

（令和5年5月1日時点で沖縄市に住民登録されている世帯で下記に当てはまる世帯）

令和5年度の住民税が
「均等割のみ課税世帯」 又は **「均等割のみ課税者と非課税者を含む世帯」**

（注）令和5年度＝令和4年1月1日～令和4年12月31日の所得が対象です。

市から届く「確認書」の返送が必要です。



※一部、申請が必要な場合があります。

給付金の支給手続き

○世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 届いた封書の「確認書」に記載された支給要件や振込先等を確認・記入し、市区町村に**返信してください**。

【確認事項】①確認欄の項目に該当するか

②給付金振り込み口座番号に誤りがないか など

○世帯の中に、令和5年1月2日以降に市外から転入した方がいる場合など

- 転入者または住民税の申告をしていない方など、令和5年度の課税状況が確認できない場合は、別途、**申請書の提出が必要**です。